

中央区建設工事制限付き一般競争入札実施要綱

平成10年3月13日
9中総経第238号

(目的)

第1条 この要綱は、中央区（以下「区」という。）が発注する建設工事の制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めることにより、当該入札（電子入札システムにより処理することとされた制限付き一般競争入札の案件を含む。）を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1号に定める土木建築に関する工事をいう。
- 二 制限付き一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2並びに中央区契約事務規則（昭和39年3月中央区規則第10号。以下「規則」という。）第5条第3項の規定に基づき、一般競争入札に参加する者の資格を定め、当該資格を有する者により行わせる入札をいう。
- 三 等級 建設工事等競争入札参加者の資格に関する公示に規定する等級をいう。
- 四 特定建設工事共同企業体 建設工事の特性に着目して当該建設工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- 五 電子入札システム 規則第2条第6号に規定する電子入札システムをいう。

(対象工事)

第3条 制限付き一般競争入札の対象は、予定価格130万円を超える建設工事とする。ただし、特に緊急を要するものその他区長が不相当と認めるものは、この限りでない。

(入札参加資格の基準)

第4条 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる基準により建設工事ごとに定めるものとする。ただし、区長が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 区の建設工事等競争入札参加資格者名簿の該当する業種に登載されていること。
- 二 東京都（区長が特に必要があると認める場合は、区）の区域内に本店又は支店、営業所等（以下「営業所等」という。）を有し、当該営業所等に契約締結の権限を有する者を置いていること。ただし、区の区域外における建設工事については、この限りでない。
- 三 官公庁契約又は民間契約一件実績の最高完成工事高が、区が定める額を超えていること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、建設工事ごとに定める次の要件を満たしていること。
 - イ 等級を有する業種については、当該建設工事の等級及び順位を満たしていること。
 - ロ 等級を有しない業種については、資本金、総従業員数その他の条件を満たしていること。
- 五 その他経営状況等の条件を満たしていること。

(建設工事に係る指名基準の尊重)

第5条 区長は、前条第4号イの等級を定めるときは、中央区工事請負指名競争入札参加者指名基準（平成11年5月20日11中総経第34号）第2条から第8条までの規定の範囲内

で定めるものとする。

(共同企業体の結成)

第6条 共同企業体により制限付き一般競争入札を行う場合の当該共同企業体の方式は、特定建設工事共同企業体とする。

2 前項の特定建設共同企業体は、次条の公告に定める基準により企業者が自主結成するものとする。ただし、その構成員相互間に次に掲げる関係がある場合は、これを認めない。

一 構成員が、他の構成員の発行株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又は出資の総額の100分の50を超える出資をしていること。

二 構成員の代表権を有する役員が、他の構成員の代表権も有していること。

三 その他特別な提携関係があること。

(入札の公告)

第7条 区長は、規則第8条の公告(以下「入札公告」という。)を入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに行うものとする。

(入札参加の申込み)

第8条 制限付き一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、入札公告に定める入札参加資格を有することを証明する書類を添付の上、電子入札システムにより参加申込みを行わなければならない。ただし、区長が当該書類の添付を要しないと認めるときは、これを省略することができる。

(入札参加資格の審査)

第9条 区長は、前条の参加申込みがあったときは、入札参加資格の有無を速やかに審査し、その結果を電子入札システムにより通知するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を有すると認定された者(以下「入札参加有資格者」という。)の公開は、当該入札の日までしないものとする。

(入札参加の停止)

第10条 区長は、入札参加有資格者が当該入札参加資格の全部又は一部を満たさなくなったと認めるときは、その者の入札参加を停止することができる。

2 区長は、前項の規定により入札参加の停止を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加有資格者に通知するものとする。

(設計図書等の入手)

第11条 入札参加有資格者は、あらかじめ入札公告で区が指定するところにより、区から対象工事に係る設計図書等を記録したコンパクトディスク等の電磁的メディアの貸与を受けなければならない。

2 入札参加有資格者は、前項の規定により電磁的メディアの貸与を受けた場合は、開札終了後速やかに当該電磁的メディアを区に返還しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、入札参加有資格者は、あらかじめ入札公告で区が指定するところにより、電子入札システムにより当該設計図書等を記録した電磁的記録を受領することができる。

(質疑応答)

第12条 入札参加有資格者は、前条の設計図書等に関し疑義又は不明な箇所があるときは、電子入札システムにより質問をすることができる。

2 区長は、前項の質問があったときは、電子入札システムにより回答するものとする。

(入札の公開)

第13条 制限付き一般競争入札の入札は、公開とする。

(入札の中止)

第14条 区長は、制限付き一般競争入札の入札に参加する者が2者以下のときは、当該入札を中止することができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、制限付き一般競争入札の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(中央区建設工事制限付き一般競争入札試行要綱等の廃止)

2 中央区建設工事制限付き一般競争入札試行要綱(平成6年5月6日6中総経第32号)は、廃止する。

3 中央区建設工事制限付き一般競争入札試行要綱施行細目(平成6年5月6日6中総経第33号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する